

経済政策・産業政策としての規制改革のあり方

～「供給能力向上」の実現と、業界団体の役割再定義～

社会システムコンサルティング部 エキスパートコンサルタント 片桐 悠貴

社会システムコンサルティング部 コンサルタント 岡竹 馨

社会システムコンサルティング部 コンサルタント 白賀 可奈

1 なぜいま改めて規制改革に着目すべきか

～経済政策かつ産業政策としての視点～

作家・永井荷風は明治 12 (1879) 年に生まれ昭和 34 (1959) 年に没した。その間の日本社会の激変を評して「日本の十年間は西洋の一世纪にも相当する」との言葉を残している。2026 年現在、今や逆に、日本で 10 年を要している社会の改革を、アジア新興国や欧米各国は 1 年で実現しているのが現状ではないか。

これには、社会を形作る規制・制度を所管する政府側の対応だけでなく、そのもとで肅々と経済活動を行ってきた民間側の「お上」意識も背景としてあるのではないか。このような問題意識に基づく本稿の目的は、これまでに実施してきた分野横断的な規制改革のためのさまざまな取り組みを踏まえて、今後あるべき規制改革の方向性を検討・提起すること、その担い手としていくためには政府側だけでなく民間側、特に「業界団体」の役割を再定義することにある。

特に直近では、政府側が巨額の補正予算を組んで経済活性化を図ろうとしても、予算執行時にその受け手確保に苦慮する状況、民間企業が新たな都市開発事業などを起こしたくとも施工力が確保できない状況^{*1}といった「供給」サイドの課題による経済活性化のボトルネックが地方部を中心に顕著となっている。こうした状況下で、インフレ対策・物価高対策^{*2}としても規制改革への期待感はますます高まっている^{*3}。本稿では、こうした経済政策や、人手不足が顕著な地方の産業政策の視点からも、必要となる規制改革の方向性を提言する。

2 規制改革枠組みの現状～全国単位に加え事業者

単位・地域単位への拡大～

本章では、内閣府や経済産業省などが中心となってこれまでに行われてきた、分野横断的な規制改革の枠組みを概観する。規制改革のための分野横断的な制度としては、1999 年の内閣府設置法・内閣府本府組織令に基づき設置された規制改革推進会議が長らくその中心を担っており、各規制・制度の所管省庁との調整のもとさまざまな規制緩和を実現してきた。

さらに 2010 年代は「アベノミクスの第三の矢」として規制改革が位置づけられたこともあり、上記の全国単位の取り組みに加えて、よりきめ細かく機動的な対応が可能となる①事業者単位や②地域単位の制度群がここ 10 年あまりの間に整備してきた。

例えば、①事業者単位の制度のうち、産業競争力強化法に基づくグレーゾーン解消制度では、新事業を検討する民間事業者が、事業の所管省庁の支援のもとで規制の所管省庁に対して規制適用の有無の確認を求めるようになるなど、規制自体の見直しにとどまらず、その運用や解釈の明確化に

*1 「建築費高騰で相次ぐ事業延期 不動協が日建連に緊急申し入れ『都市再生の大きな障害に』」建通新聞電子版 2025 年 12 月 3 日

*2 井堀利宏・政策研究大学院大学客員教授「与野党の多くが物価高対策として減税や給付金などを主張したが、こうした積極財政は物価高対策の本筋ではない。(中略) インフレは基本的に需要が供給を上回る状況だから、るべき対策は供給増加か需要抑制に資するものだろう。(中略) 規制改革で供給能力が拡大すれば、インフレ対策にもなる」日本経済新聞 2025 年 8 月 8 日朝刊

*3 麻生太郎・自民党副総裁「単にいくら予算をつけるといったことだけでなく、規制改革などもしっかり議論してほしい」日本経済新聞 2025 年 11 月 13 日朝刊

図表1 規制改革関連制度の概要

| 対象となる範囲 | 制度名称 | 制度の内容 | 所管 |
|---------|-----------------|-----------------------------------|------------------------|
| 全国単位 | 規制改革推進会議 | 規制改革の基本的事項を総合的に調査審議 | 内閣府 (規制改革推進室) |
| | 規制改革・行政改革ホットライン | 広く国民や企業などから規制改革に関する提案を受け付け | |
| 地域単位 | 国家戦略特区 | 規制改革の窓口として、特区において経済社会の構造改革を重点的に推進 | 内閣府 (地方創生 推進事務局) |
| | 構造改革特区 | 地域特性に応じた経済社会の構造改革・地域活性化 | |
| | 総合特区 | 国際競争力強化・地域活性化に係る特例措置などを総合的・集中的に推進 | |
| 事業者単位 | 規制のサンドボックス制度 | 期間や参加者等を限定した実証による円滑な事業化・規制の見直し | 内閣官房 |
| | 新事業特例制度 | 新事業に関わる規制の特例措置を創設し、個別の事業計画を認定 | 経済産業省 |
| | グレーゾーン解消制度 | 新事業について、規制の適用の有無を主務省庁のサポートのもと確認 | |
| | ノーアクションレター制度 | 新事業について、規制の適用の有無を規制所管省庁に確認 | 総務省 |

出所) 内閣府「規制改革実施計画関連資料集」(2024年6月21日)よりNRI作成

まで踏み込んだきめ細かい制度構築が図られてきた。こうした事業者単位の制度は他にも「規制のサンドボックス制度」や「新事業特例制度」などが整備されており、制度開始から2025年9月までの累計で、規制のサンドボックス制度の認定は21件、グレーゾーン解消制度の回答は293件、新事業特例制度の回答は16件といった活用実績も積み上がっている^{*4}。

また、②地域単位の制度として、過去の特区制度を改組して産業の国際競争力の強化と国際的な経済活動の拠点形成を図る国家戦略特区制度では、2025年11月時点の規制改革メニュー活用数は累計80件、認定事業数は528事業に達し^{*5}、その後全国展開されたものも多数ある。

以上のように、内閣府や経済産業省などが主導する分野横断的な枠組みが機能することで、各省庁における規制緩和や解釈の明確化が進んできた。そして規制改革に成功した領域では、全国の民間事業者等は、従前ハードルが高かった新規参入や新規事業創出を実現できるようになってきた。これが、これまでの政府による規制改革の取り組みの全体像である。

3 課題と対応方向性～「各省単位の規制マネジメント活動」と「既存事業カイゼン型規制改革」への着目～

本章では、前章を踏まえた今後の課題について整理する。特に、既存の規制改革の枠組みは、時に規制の所管省庁との対立も辞さないいわば突破力が魅力ではあるが、その対象とできる規制・制度の範囲はおのずから限定されてしまう。そこで、各省庁が本来的な業務としてその所管する規制・制度を恒常的に運営・改善していく活動を、本稿では「各省単位の規制マネジメント活動」と呼称し、そのアップデート方策を検討する。

1) 課題：対象となる規制・制度の範囲が限定的

上記のとおり、規制改革に係る制度ごとの活用実績は数十～数百件規模となっている一方で、各所管省庁が有する規制・制度の全体感としては、桁違い

*4 経済産業省「規制のサンドボックス制度、グレーゾーン解消制度及び新事業特例制度の活用結果(令和7年7月～9月)～『事業者単位』の規制改革状況について～」2025年10月31日

*5 内閣府「各区域における認定事業の状況」2025年11月28日

の数万件以上にも及ぶ。例えば、2021～23年にかけてデジタル臨時行政調査会で検討され見直し方針が決定した対象法令などの規模感として、既存法令のうち人による目視や常駐・専任等を求めるいわゆる「アナログ規制」だけでも約1万条項^{※6}、デジタル臨時行政調査会が点検・見直しなどの対象としたわが国に存在する法令・通知・通達などの全体は4万件^{※7}にも及ぶという。

こうした、内閣府などの規制改革の枠組みで取り上げられない大多数の規制・制度は、その所管省庁における本来業務として、所管する業界のデータ収集や、企業個社や業界団体、および学識者などとの日常的な意見交換、審議会などにおける制度改善のための議論を通じて、日常的に運用が行われているものである。こうした「各省単位の規制マネジメント活動」に言及せずして、規制改革によって第1章で提起した経済対策にまでなるような規模のインパクトを得ることは難しい。

他方で、こうした各省単位での活動のみでは、規制・制度が硬直化したり参画プレーヤーが固定化して既得権益化する問題がかつて起こっていたりするからこそ、上述の分野横断的な規制改革の枠組みが創設された経緯がある。したがって、単に過去に回帰するだけでなく「各省単位の規制マネジメント活動」をアップデートしていく仕掛けが必須となる。

2) 課題：「規制見直し活動」への参画インセンティブ不足

前章で紹介したこれまでの分野横断的な規制改革の枠組みは基本的に、新規参入・新規事業創出を求める意欲的な民間企業等による規制・制度見直しを望のうち、有望なもの、時の政権の方針に合致するものを主に取り上げて所管省庁との議論の俎上（そじょう）に載せていくものとなっている。仕組み上、こうした意欲的・積極的な民間企業などによる提起・要望がまずは必須となるため、特に近年は新事業特例制度やグレーゾーン解消制度といった比較的新し

い制度を中心に、制度の周知や利用のハードルを引き下げる活動も行われてきた。

他方で、特に規制改革推進会議などが取り上げるような規制・制度変更を求める要望については、取り扱える量にも限界があり、必ずしも議論の俎上に載せてもらえるとは限らない。このことは、行政の中枢などとのコネクションを有する業界・企業以外にとって、こうした「規制見直し活動」への参画インセンティブを大いに削（そ）ぐこととなる。

さらに現実として、大多数の企業は既存の規制・制度を所与のものとした目の前の事業実施・利益追求に集中するあまりに、不確実でコスト也要する規制見直し活動に時間を投じるインセンティブが弱いことや、そもそも自らルールを変えようとする発想に至らないことも考えられる。実際、NRIが2025年12月～26年1月にかけて幅広い分野の業界団体を対象に実施した「規制見直し活動に関するアンケート調査」^{※8}では、回答した業界団体のうち4分の1が、規制見直しに関する活動を行っていないと回答した。加えて、規制見直し活動の不満や問題点として最も多かった回答が「結果が出るまでの期間が長くかかりすぎる」、次点が「活動の成果・効果が見込みにくい」であり、いずれも約半数の回答者があてはまるとしていた（複数回答）。

こうした現状を踏まえると、華々しい新規参入や大々的な新規事業の創出に直結する規制・制度の大改革（＝新規参入・新規事業創出型の規制改革）とまではいかずとも、企業にとってより身近な既存業務・事業の安定的な存続や地道な改善につながる規

※6 デジタル庁「アナログ規制の見直し状況に関するダッシュボード」最終更新日：2025年12月17日

※7 参議院常任委員会調査室・特別調査室「デジタル臨時行政調査会の取組と今後の展望」（2023年2月8日）によると、法律・政省令が約1万件、告示が約1万件、通達等が約2万件あるとされる

※8 「規制見直し活動に関するアンケート調査」実施期間：2025年12月10日～2026年1月26日、総配布数：274、回収数：34

図表2 課題と対応方向性

| | | |
|---|--|---|
| ① | <p>対象となる規制・制度の範囲が限定的</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 規制・制度の全体的な規模感に比べて、規制改革に係る枠組みで対象とできる数には限界あり ● 各省単位での活動のみでは、規制・制度が硬直化、参画プレーヤーが固定化して既得権益化 | <p>「各省単位の規制マネジメント活動」に再着目し、特定のテーマ設定のもとでこれをサポートする仕組みを構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (事例) デジタル庁によるアナログ規制見直し ● (事例) 独占禁止法特例法(交通、金融) |
| ② | <p>「規制見直し活動」への参画インセンティブ不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 規制見直し枠組みの取り扱える量に限界があり、要望が必ずしも議論の俎上に載るとは限らない ● 大多数の企業は、新規参入や新規事業創出を主目的とした大掛かりな規制見直しには関心が薄い | <p>目前の業務効率化や存続につながる規制・制度の見直しに焦点を当て、より多くの主体を巻き込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特に、わが国経済成長のボトルネック「供給能力向上」を旗印とする規制改革ムーブメントを提起 |
| ③ | <p>所管省庁・企業側双方の対応キャパシティー不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 課題①②に対応するには、所管省庁のみでは人員・能力両面が不足、審議会などの運営も負担 ● 企業側でも、長時間に及ぶ規制見直しプロセスに対応可能なキャパシティーを有する存在は限られる | <p>絶えざるイノベーションを支えられる業界団体への改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (事例) Fintech協会による、構成員間のマッチング機能(デジタルスタートアップと大手企業)提供 ● 新たなルール自体を民間側から提案 |

出所) NRI 作成

制・制度を現場目線で挙げ出し、所管省庁との建設的な議論を恒常的に行えること（＝既存事業カイゼン型の規制改革）に、より光を当てる必要があるのではないか。一つ一つの規模感としては必ずしも大きくなくとも、こうした目前の業務効率化や事業存続につながる規制・制度の見直しが、活動を通じて実現すれば、提起した企業や担当者にとっての一つの成功体験となり、組織としてより多くのリソースを「規制見直し活動」に投入するインセンティブが高まる好循環が生まれる可能性がある。

3) 課題：所管省庁・企業側双方の対応キャパシティー不足

上記の理想論を実現するにあたり、最も大きな障壁となるのが所管省庁・企業側双方の対応キャパシティーであろう。そもそも規制・制度は、国民の安全や取引の円滑化などを図るために設けられているものであり、その改正には慎重な検討が必須となる。他方でこうした長期間に及ぶ手続き・プロセスが企業にとって事業性を圧迫し、資金的な体力に欠ける企業の制度利用を困難にしていることも指摘されている^{*9}。具体的には、既存の枠組みでは規制改革に係る制度の利用者には安全性などに係る高度なエビデンスの提示や所管省庁との長期にわたる折衝が求

められるため、そうした経営体力・能力を有するか、または特別なコネクションから実現可能性にある程度の確証を持っていない限り、現実的に対応が難しい現状がある。

加えて所管省庁側の現場での処理能力にも限界がある。2020年9月には当時の河野太郎行政改革・規制改革大臣が「縦割り110番」(現在は、規制改革・行政改革ホットラインに統合)を開設したが、その後2カ月強の間に7,200件もの応募があり、処理のキャパシティーを超えたため受け付けを一時停止したことがあった^{*10}。規制・制度によっては、例えば港湾法のように毎年のように改正の機会があるものから、数年～10年に1度しか改正の機会が巡ってこないものもある。そこに向けた有識者などを招いた審議会・検討会の開催にも行政として多大なエネルギーを要するため、政治主導の掛け声だけでは、持続的に機能しうる規制改革の仕組みとはなりえな

*9 経済産業委員会調査室 上谷田卓「企業単位」の規制改革スキームの活用概況と課題～グレーゾーン解消制度、新事業特例制度、プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」はイノベーション創出に寄与しているのか～ 参議院事務局企画調整室(調査情報担当室)『経済のプリズム』197号 2021年3月5日

*10 テレ東BIZ「縦割り110番」一時中断 予想上回り 応募大幅増 2020年11月20日

い。そこで、官民の実務者が知見と能力を持ち寄る仕組み、規制・制度の見直し内容次第ではいわば「低成本」で一括して規制・制度の見直しが可能となるような柔軟な仕組みが不可欠となる。

4 「供給能力向上に係る横断的な規制改革ムーブメント」の提言

前章で指摘した課題はいずれも本質的なもので一朝一夕に解決できるものではないが、現在のわが国経済が直面する深刻な課題をむしろ奇貨と捉え、官民が協力することで初めて、解決の糸口をつかむことができるのではないか。新たに必要とされる規制改革の枠組みと、そこで必要となる各種業界団体の役割再定義として、以下を提言する。

1) 「各省単位の規制マネジメント活動」のアップデートとその萌芽（ほうが）事例

第3章で述べたように「各省単位の規制マネジメント活動」を、いかにアップデートさせ、広い範囲を対象とした見直しを効率的に実施していくかが重要となる。これについては、特定のテーマ設定のもとであらゆる分野の規制を類型化して、関係する分野の規制・制度の横断的な見直し・解釈明確化を所管省庁に確認していく取り組みが有効と考えられる。

その意味で、デジタル庁が中心となって推進されている「アナログ規制」の一括見直しに係る取り組みは、民間側からの要望をベースに動き出すこれまでの「点の改革」から、要請がなくとも行政側で自発的に動きだす「面の改革」を実現した先進事例といえる。

従来の法令や通達には「目視」「実地」「常駐」などを義務付ける条項が数多く存在していた。これらは、デジタル技術が未発達だった時代に制定されたものであり、現代においてはドローンやAI、センサーなどによる代替が可能であるにもかかわらず、技術導入や人手不足解消の阻害要因となっていた。

これらを「アナログ規制」として、目視規制、実地監査規制、定期検査規制など七つの類型に分類した。膨大な数のアナログ規制を見直すにあたり、短期間かつ網羅的に見直すために導入された独自の手法が「テクノロジーマップ」である。テクノロジーマップとは、規制により求められている業務（点検、監視など）と、それを代替可能な最新技術（ドローン、水中ロボット、AI解析など）との対応関係を可視化したものである。このマップを用いることで、規制所管省庁側としても「現在の技術水準で代替が可能か否か」を検討すべき法令や条項がデジタル庁から提示されるため、検討対象が明確化されるメリットがある。

これにより、各所管省庁での規制見直し・デジタル技術の活用に係る解釈の明確化が促進されており、既に条項数ベースでは見直しが必要とされた8,162条項のアナログ規制のうち約98%（8,017件）について、工程表に基づく見直しが完了している（2025年9月時点）^{*11}。また、上記のデジタル技術関連だけでなく、地方における産業組織再編を横断的テーマとした規制見直しの取り組み事例として、2020年に施行されたいわゆる独占禁止法特例法^{*12}も見逃せない。これは、乗合バス事業者や地域銀行（「特定地域基盤企業」と総称）による持続的なサービス提供が困難で、他事業者による代替もできない地方では、合併などについて独占法の特例を認めるものである。これによって既に複数のバス会社や金融機関が、従来は禁じられていた合併によって特定地域で独占に近いシェア^{*13}を得ることが認められている。

*11 NRIでは、これらの活動を2024年度、25年度にわたりデジタル庁から受託している

*12 正式名称「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」

*13 同法に基づく青森銀行とみちのく銀行の合併によって全国初の特例の新銀行「青森みちのく銀行」が2025年1月から発足し、県内の貸出金シェアは7割を超える

図表3 規制改革枠組みの比較

| 規制改革推進会議などの特徴 | | アナログ規制見直しの特徴 |
|-----------------|--|--|
| 所管 | ●主に内閣府 | ●主にデジタル庁 |
| 見直し契機 | ●企業や個人などからさまざまな要望を受け、それに応じて個別に見直しを行う「要望ベース」 | ●要望が特段なくとも、「既存制度にどのようなテクノロジーを導入することができるか」という視点から自発的に見直しを判断する「テクノロジーベース」 ●デジタル技術と規制の見直し事項の対応関係を整理した「テクノロジーマップ」を策定・活用 |
| 対象範囲 | ●見直しを行うべきだと判断された個別の規制を重点的に見直す ●対象となる一つ一つの規制の内容を検討し、ピンポイントで見直しを図っていく「点の改革」 | ●規制を類型化してその類型(例:目視規制／常駐専任規制／往訪閲覧・縦覧規制など)ごとに一括的な見直しを行う ●規制の見直しを横断的に図っていく「面の改革」 |
| 実績数等 | ●直近3カ年の規制改革実施計画内で、対象の表に掲載されているトピック件数は以下のとおり ●2023年6月閣議決定:195件 ※「7項目のアナログ規制等の見直し」も1トピックとして含む ●2024年6月閣議決定:98件 ●2025年6月閣議決定:116件 | ●条項数ベースでは見直しが必要とされた8,162条項のアナログ規制のうち約98%(8,017件)について、工程表に基づく見直しが完了(2025年9月時点) |
| 規制見直しの実例 | ●リチウムイオン蓄電池に係る消防法見直し ●義務費の確保のための裁判手続に関する制度の見直し ●銀行によるGX関連事業に対する出資規制の緩和 など | ●建設工事における遠隔臨場・巡回(リモート施工管理) ●化学プラントにおける点検のリモート化 など |

出所) デジタル庁「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第2.0版】」よりNRI作成

このように、わが国の経済・社会における重要な課題として政府内で認識されたテーマについては、その解決を妨げていると考えられる広範な規制・制度を各省庁からピックアップし一括で対応することで、行政コストという意味で「コストパフォーマンス」が高い「面の改革」を実現することは、十分に可能なのである。

2) 「供給能力向上」を旗印とした規制見直しメントの提起

では、前節で挙げた「特定のテーマ設定のもとであらゆる分野の規制を類型化して、関係する分野の規制・制度の横断的な見直し・解釈明確化を所管省庁に確認していく取り組み」の、次なる展開としては具体的にどのようなテーマ設定が求められるだろうか。取り上げるべきテーマは時代状況によって変わりうるが、本稿を執筆している2026年1月時点でさまざまな分野の民間企業が積極的に参画しやすい(乗りやすい)規制見直しのコンセプトは、現在のわが国経済社会の課題に照らすと「供給能力の向上」が最も有力であると提言する。

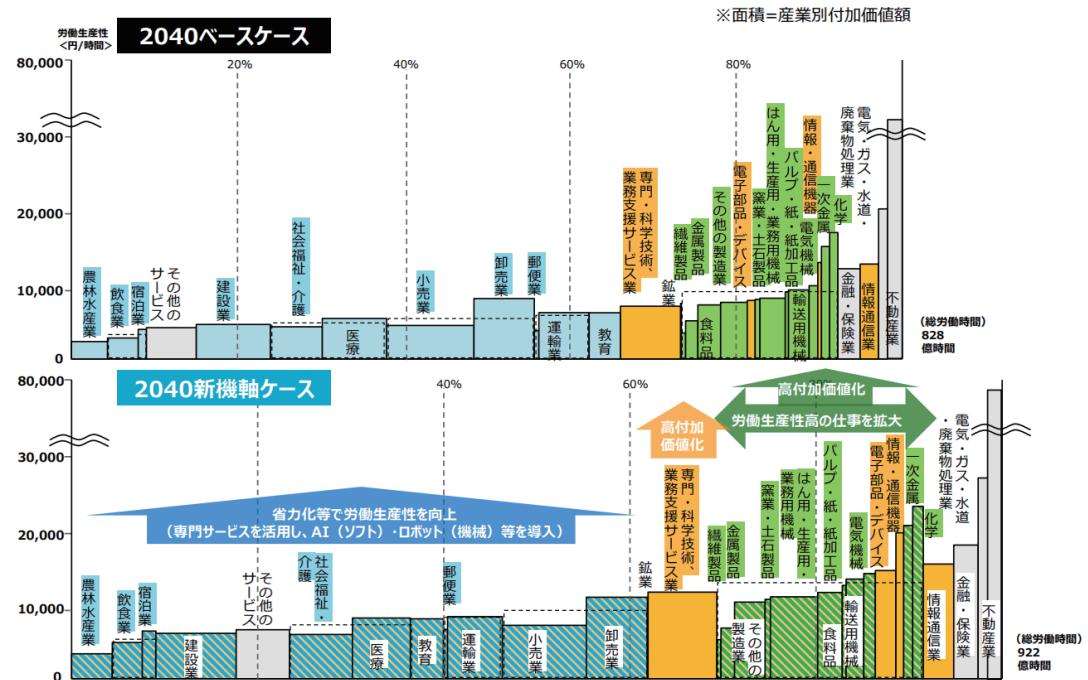
2025年6月にとりまとめられた産業構造審議会

経済産業政策新機軸部会「第4次中間整理」では、わが国産業構造において製造業に代わってサービス業が労働時間および雇用の大半を支えることになったことを踏まえ、最先端の情報産業や製造業において高付加価値化を図るだけでなく、図表4左半分のサービス業においても省力化等で生産性向上を実現していくことが必須であることが示されている。デジタル技術による代替有無以外の面でも、そうした省力化や生産性向上の障害となっている規制について、それを見直すことで各産業の生産性および供給能力向上につなげることができる。

実際にいくつかの分野では、前掲の規制改革推進会議やアナログ規制見直しだけでなく「各省単位の規制マネジメント活動」の結果としても「供給能力向上」に直結する規制の見直しが近年完了したり、今後の実施が検討されたりしているのは、社会的要請が高まっている証左ともいえる(図表5)。

民間企業のデジタル投資を決断した動機としても、効率化・コスト削減のためというよりむしろ、人手不足の解消による事業の継続性確保や、労働力の投入制約からの解放・売り上げ増加といった、より根本的で切実な動機が見受けられる傾向にある。

図表 4 将来の産業構造転換（2040 新機軸ケース）



出所) 経済産業省 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会「第4次中間整理概要～成長投資が導く2040年の産業構造～」(2025年5月)

ここでいう「供給能力向上」の手段はデジタル化に必ずしも限定されるものではないが、企業視点では供給の増加は売り上げ増加にまさに直結するため、積極的な関与が期待される。

進め方としては、デジタル庁によるアナログ規制見直し時と同様に、供給能力向上を妨げている規制・制度とその対応方向性を類型化して分野横断的に確認していくことが考えられる。類型化の例として具体的には①管理方法の変更②タスク制約のシフト③エリア・拠点性の撤廃④資源の投入制約の解消などが考えられる（図表5）。

3) 絶えざるイノベーションを支えられる業界団体

への改革～民間側の規制見直し活動活性化～

これまで規制改革の主体となる政府側の取り組みについて論じてきたが、受け手となる民間側における規制・制度の検討能力向上の視点も欠かしてはならない。特に、幅広い業界プレーヤーの声をまとめて所管省庁に届け、提案する機能を有する業界団体は、重要な役割を担っている。

運用されている規制・制度に対する、企業側からの意見表明が限定的であると、いくら行政側がその声をくみ取ろうとしても限界があり、実情の理解が不足したままに「規制マネジメント活動」を実施せざるを得ず、結果として制度の硬直化を招くことがある。デジタル技術の発展にもかかわらず、約1万条項にもわたるアナログ規制がこれまで放置されてきたのも、その証左であろう。

絶えざるイノベーションを支えられる団体へと既存業界団体が脱皮していく際の参考事例として、2015年に設立された一般社団法人 Fintech 協会の取り組みを紹介したい。Fintech 協会では、イノベーションが生まれ続ける豊かな社会を実現するべく、新しい金融サービスが生まれ育つエコシステムを創ることをミッションとして、24年3月には「規制改革に向けた提言」を公表^{※14}し、うちいくつかの

※14 Fintech 協会プレスリリース「規制改革に向けた提言(2024年3月)」の公表について| 2024年3月7日

図表5 供給能力向上に係る規制・制度見直しの類型化例

| 類型化 | | 先行事例 | |
|-----------------|--|------|---|
| 類型 | 各類型の定義 | 分野 | 供給能力の向上に資する規制見直し内容 |
| ① 管理方法の変更 | 法令等や業界内ルール・慣行で定められている管理方法・手順を変更することで、供給能力向上に伴う負担の増大を抑制 ※デジタル技術を活用する場合、アナログ規制見直しに類似 | 建設 | <ul style="list-style-type: none"> 2024年12月に、デジタル技術活用を条件に建設業法施行令などを見直し 請負代金額1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)の現場で監理技術者などの兼任(2件まで)が可能に |
| | | 狩猟 | <ul style="list-style-type: none"> 捕獲従事者の労力削減および効率化のため、鳥獣保護管理法の運用を見直し ICT等を活用して遠隔からわなの監視が可能である場合に、現地での見回り回数を削減(予定) |
| ② タスク制約のシフト | 特定資格保有者のみに許されていた業務を、他の資格保有者にも拡大することで供給量を増大 | 医療 | <ul style="list-style-type: none"> 2021年10月、医療関係職種の業務範囲に係る法規制(診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法、救急救命士法)を見直し 診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士が実施可能な医療行為の範囲が拡大^{注1} |
| ③ エリア・拠点性の撤廃 | 特定エリア内、または拠点内でしか許されていなかった業務をその外でも実施することで需要に比して供給が少ない地域での供給量増加を円滑化 | 自動車 | <ul style="list-style-type: none"> 2025年6月、道路運送車両法の省令・告示を見直し 従来は認証工場内での作業に限定されていた重要な整備について、一定の条件下で整備士の出張対応が可能に |
| ④ 資源の投入制約の解消 | 生産に必要な要素を新たに投入する際の制約を解消し、人的資源の追加投入や設備投資を促進 ※トランプ政権以降の米国、EU離脱後の英国 ^{注2} では、環境規制などの緩和によりこれを図る例が顕著 | 農業 | <ul style="list-style-type: none"> 自動運転農機の安全性に関する指針等を見直し 圃場(ほじょう)内に限られていた稼働範囲を拡大し、将来的には圃場間(田畠)や格納庫と圃場の間の公道・農道における自動走行を容認(予定) |
| | | 分野横断 | <ul style="list-style-type: none"> 労働時間規制の緩和(検討中) |

注1) 厚生労働省「『良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律』の成立について」2021年7月

注2) 英国では“Smarter regulation to grow the economy”(2023年)など、EU離脱を奇貨と捉え、これまでのEU規制にとらわれない自国独自の規制緩和による経済活性化を図る方針を打ち出している

出所) NRI 作成

提言は政府内でも実現に向けた検討が進むなど、規制見直し活動を積極的に展開している。

Fintech協会の特徴としては、電子決済などのFinTech事業を営むスタートアップ会員とそれ以外の大企業等の会員資格を区別しており、それら会員間のマッチングや海外MoU締結先団体の所属企業との交流に係る機能を有している。加えて、所管省庁とのMeetupイベントにも参加できることから、デジタル技術・サービスを提供するスタートアップと、それらの実装による停滞打破を目指す大企業の双方にとって参画メリットのある団体となっている。

そして、実務レベルの新たなルール自体を業界団体側から提案していく取り組みも見逃せない。従来から、製造業や各種インフラ業界などでは、安全を満たすための詳細な技術基準・業務方法などを業界団体がテキストなどの形で発行・公表しており、業界内でインフォーマルルールとして事実上通用していることがあった。これは行政の負担を軽減して民間ベースでより柔軟な自治の仕組みを構築する優れ

た取り組みだが、その更新頻度が数年～10年に1度などとなってくると、必ずしも最新の技術動向などを反映できず、逆にそこに掲載されていないことを理由にデジタル技術の採用が阻まれることも起こりうる。Fintech協会では、海外団体との交流活動などを通じて積極的に業界内ルールのアップデートについても取り組んでおり、各種契約書のひな型などを積極的に提供することを通じ、実務の適切な形成・定着を図っている。

こうした取り組みが金融だけでなく他分野の業界団体にも拡大して、新団体を立ち上げていくこと、または既存の伝統的な業界団体が新たに上記機能を積極的に追加していくことが、今後は求められる。こうした業界団体が「供給能力向上」を妨げている規制・制度を草の根で探し出し、提起していくサイクルが構築されることこそが、本章で提言した「供給能力向上に係る横断的な規制改革マーブメント」の要諦である。もはや規制改革において、行政側だけでなく車の両輪となる民間側の活動が活性化する

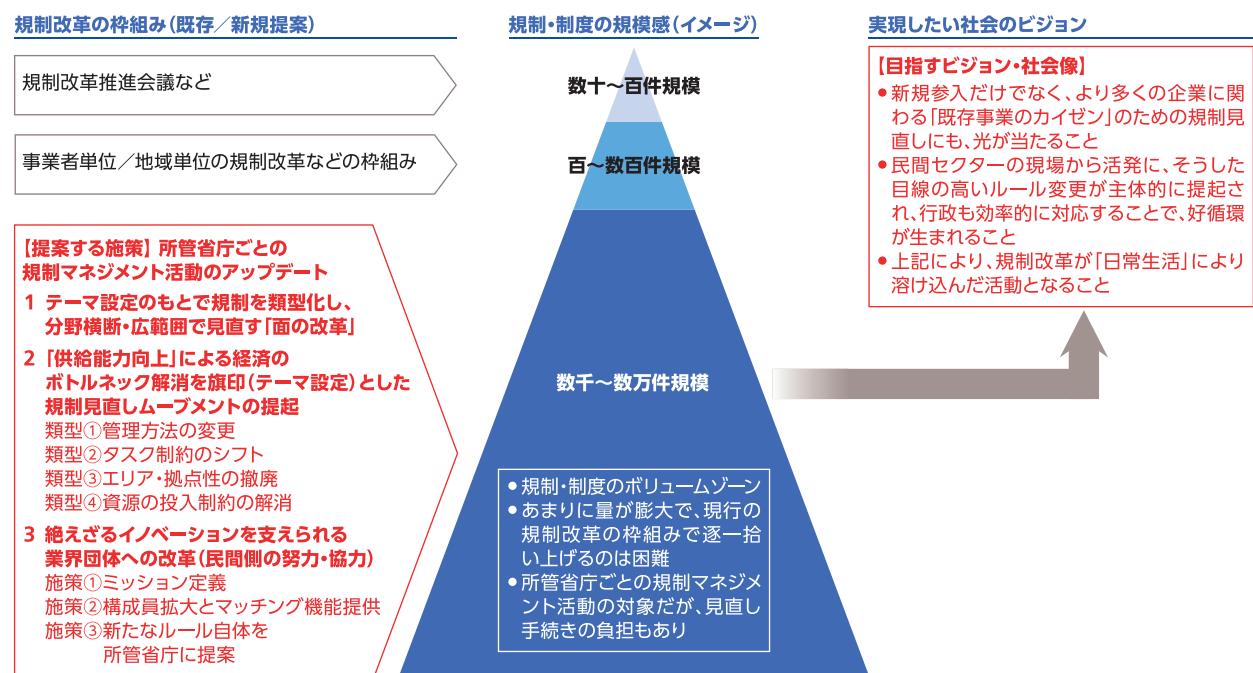
図表6 業界団体の役割再定義とFintech協会の取り組み事例

| | |
|--------------------|---|
| ① ミッション定義 | <ul style="list-style-type: none"> 単なる親睦会団体や予算確保運動にとどまらず、業界のイノベーション自体をミッションに (事例) Fintech協会では、協会のミッションを「イノベーションが生まれ続ける豊かな社会を実現するべく、新しい金融サービスが生まれ育つエコシステムを創ること」として定義 スタートアップが中心となり、マルチステークホルダーとのオープンイノベーションや法制度も含めた金融取引環境の整備を通じ、国内外の金融業界の持続的かつ健全な発展を推進 |
| ② 構成員拡大とマッチング機能提供 | <ul style="list-style-type: none"> 構成員の拡大と、そうした新規会員(デジタル企業など)とのマッチング機能を提供 (事例) Fintech協会では、FinTech事業を営むスタートアップ(非上場、資本金5億円未満、大企業の子会社でないこと等の条件あり)は「ベンチャー会員」、金融機関、システムインテグレーター(SI)、コンサルなどのほか、FinTech以外のスタートアップや小規模事業者などは「法人会員」として区別 こうした会員間のビジネスマッチングや、海外MoU締結先団体の所属企業との交流も、会員特典として提供 |
| ③ 新たなルール自体を所管省庁に提案 | <ul style="list-style-type: none"> 業界内の自治の仕組みなどにより「悪貨が良貨を駆逐する」状況を回避。所管省庁側としても、業界内で民間ベースのルールが形成されることは、運用の柔軟性、行政の負担軽減という意味で歓迎される傾向 (事例) Fintech協会では、金融機関のAPIを利用に係る契約書やスタートアップによる資金調達時の契約書のひな型を策定。共有するなど、デジタル化や新たなプレーヤー参入に際しての業界としての自治の仕組みを複数提案し、隨時それらをアップデート |

注) Application Programming Interface の略。ソフトウェアやシステム同士が機能やデータをやりとりするための接続仕様

出所) Fintech協会へのヒアリングなどによりNRI作成

図表7 施策の全体像 規制改革の「山を動かす」には



出所) 片桐悠貴「第三の行政改革」としての行政DXの世界観」NRIパブリックマネジメントレビュー 2021年8月号

ことなくして、広範な分野を対象としたインパクトある新たな取り組みとはなりえないものである。

5 規制改革が「日常生活」となる社会の実現に向けて～「新規参入・新規事業創出型」から「既存事業カイゼン型」へ～

2025年10月3日に開催された第24回規制改革推進会議で、川邊健太郎委員(LINEヤフー株式

会社代表取締役会長)は「規制改革は『現状維持バイアス』との闘いです。各論での抵抗に屈せず、国全体の長期的利益を優先した決断を求めます。私は今後も利用者・現場・次世代の声を代弁し、未来志向の規制改革を推進してまいります」と述べた^{※15}。こうした確固たる意志が、主に小泉政権から始まり

※15 内閣府 第24回規制改革推進会議「参考資料2 川邊提出資料」より抜粋

第2次安倍政権の諸政策にも引き継がれたこれまでの規制改革の枠組みを支えてきたことは疑いようがない。

しかし、規制改革が「闘い」ではなく「日常生活」となった社会もまた、さらに先で目指すべきビジョンたりえるのではないだろうか。それは、意欲あるスタートアップなどによる大々的な新規参入だけでなく、幅広い主体が日常的に参画して既存業務・事業の安定的な存続や地道な改善につながる規制見直し（既存事業カイゼン型の規制改革）を提起でき、その結果が迅速にフィードバックされる社会である。その実現の一歩となる仕組みについて、本稿では提言した。

そして最後に、こうした規制・制度に関する意見表明やその受け付け～検討状況～結果の周知といったプロセス自体が、デジタル技術によって根本的に変わっていくことも将来的には期待される。2021年に当方が発表した「『第三の行政改革』としての行政DXの世界観」^{*16}でも「ゴールベース規制」や「法規制のプログラムコードの一体化」、これらを受けた「規制の適合判断・見直しの随時化」が今後起こりうることを述べた。全人口・労働力人口の減少下においても日本が成長を続けていくためには、こうしたダイナミックかつ広範な分野での「規制マネジメント活動」が必要不可欠となる。開始当初は従来の枠組みのように内閣府等が主導することも考えられるが、理想は各省内で所管業界の需給状況を踏まえた「規制マネジメント活動」が定着していくことが望ましい。

企業の現場目線からの地道な規制見直し活動や、所管省庁との恒常的コミュニケーションも「日常風景」となり、それがデジタル技術を用いてスマートに行われる仕組みが整ったならば、日本の未来は明るい。本稿がそのような未来の一助になれば幸いである。

（監修：毛利 一貴）

謝辞

本稿の執筆にあたり多大なるご支援をいただきいた、FinTech協会代表理事副会長、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所・シニアパートナー弁護士の落合孝文様には、厚く御礼申し上げます。

※16 片桐悠貴「『第三の行政改革』としての行政DXの世界観」NRIパブリックマネジメントレビュー 2021年8月号

筆者



片桐 悠貴 (かたぎり ゆうき)
株式会社 野村総合研究所
社会システムコンサルティング部
エキスパートコンサルタント
専門は、交通・都市開発、官民連携・組織設計デジタルトランスフォーメーションなど
E-mail: y-katagiri@nri.co.jp



岡竹 馨 (おかたけ かおる)
株式会社 野村総合研究所
社会システムコンサルティング部
コンサルタント
専門は、産業振興、地域まちづくり、観光・MICE、業務効率化支援など
E-mail: k-okatake@nri.co.jp



白賀 可奈 (しらが かな)
株式会社 野村総合研究所
社会システムコンサルティング部
コンサルタント
専門は、教育・人材・イノベーション（スタートアップ、知財、DX）政策、グローバル戦略構想支援など
E-mail: k-shiraga@nri.co.jp